

リンデンbaumいずみ ショートステイ 基本利用料金

(日額：円 1割負担場合)

	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①生活介護費	従来型個室 多床室	446円	555円	596円	665円	737円	806円	874円
②生活介護費 加算	サービス提供体制 強化加算Ⅰ(イ)	22円	介護福祉士の資格保有者を、配置基準を上回って配置することにより、安定的な介護サービスの提供を行います					
	機能訓練 体制加算	12円	専任常勤の機能訓練指導員を配置しています					
	看護体制 加算Ⅰ	4円	常勤の看護師を1名以上配置しています(介護予防を除く)					
	看護体制 加算Ⅱ	8円	看護職員を配置基準を上回って配置し、介護職員及び看護職員等における24時間の連絡及び対応体制を確保し、健康上の管理を行います(介護予防を除く)					
	夜勤職員 配置加算Ⅲ	15円	夜勤を行う介護職員を、配置基準を上回って配置し、また夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています(介護予防を除く)					
③介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的とします 月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に8.3%を乗じた金額							
④介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	リーダー層の介護福祉士等の処遇改善に充てることを目的とします 月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に2.7%を乗じた金額							
⑤介護職員等ベース アップ等支援加算	※介護職員の定着率の向上やサービスの質の維持向上に充てることを目的とします 月額施設サービス費(食費及び滞在費を除く)に1.6%を乗じた金額							
⑤食費 負担限度額	第1段階	300円	※食費及び居住費(滞在費)の負担限度額の段階について 第1段階：年齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方など 第2段階：年金収入等が年間80万円以下、かつ預貯金が単身650万円以下 第3段階①：年金収入等が年間80~120万円以内、かつ預貯金が単身550万円以下 第3段階②：年金収入等が年間120万円以上、かつ預貯金が単身500万円以下 夫婦世帯は各要件の預貯金額に1000万円上乗せ。該当しない場合は第4段階となる。					
	第2段階	600円						
	第3段階①	1,000円						
	第3段階②	1,300円						
	第4段階	1,445円						
⑥居住費 負担限度額	第1段階	従来型個室	320円	多床室				0円
	第2段階	従来型個室	420円	多床室				370円
	第3段階①②	従来型個室	820円	多床室				370円
	第4段階	従来型個室	1,171円	多床室				855円
従来型個室 利用負担額合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	第1段階	1,161円	1,283円	1,361円	1,435円	1,519円	1,596円	1,673円
	第2段階	1,561円	1,683円	1,761円	1,835円	1,919円	1,996円	2,073円
	第3段階①	2,361円	2,483円	2,561円	2,635円	2,719円	2,796円	2,873円
	第3段階②	2,661円	2,783円	2,861円	2,935円	3,019円	3,096円	3,173円
	第4段階	3,157円	3,279円	3,357円	3,431円	3,515円	3,592円	3,669円
多床室 利用負担額合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	第1段階	841円	963円	1,041円	1,115円	1,199円	1,276円	1,353円
	第2段階	1,531円	1,633円	1,711円	1,785円	1,869円	1,946円	2,023円
	第3段階①	1,931円	2,033円	2,111円	2,185円	2,269円	2,346円	2,423円
	第3段階②	2,231円	2,333円	2,411円	2,485円	2,569円	2,646円	2,723円
	第4段階	2,841円	2,963円	3,041円	3,115円	3,199円	3,276円	3,351円

○食費の内訳は、朝食 400円・昼食 545円・夕食 500円となります。

※負担限度額を下回る場合(例：第3段階②の方が朝食、昼食の提供で退所した場合など)は上記金額の請求となります。

※また区分支給限度額を超えて利用の場合は、負担限度額の適用にならず上記金額の請求となります。

○その他加算料金(利用する方の状況等によって加算させていただきます)

- ・送迎加算(片道) 184円：施設車両での送迎介助を行った場合
- ・療養食加算 8円：医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合(1回につき、1日3回まで)
- ・医療連携強化加算 58円：重度(喀痰吸引や経管栄養等)利用者の受入にあたり、必要な医療体制を確保した場合
- ・緊急短期入所受入加算 90円：計画的に行うこととなっていない緊急的な受入を行った場合
- ・長期利用者に対する減算 ▲30円：連続30日を超える利用を行った場合、基本報酬から左記の減算を行う

○その他の日常生活費(実費)：電気代(テレビ等)、理容代など ※オムツ代は、生活介護費に含まれます。